

日火連短信

令和 7 年 3 月 4 日 第 226 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課より、今般の特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの）所持許可の特例的運用に係る北海道の対応について、下記の依頼文書を受領しました。

この文書の内容は、警察庁からの通知文書にもとづいて、北海道における特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について、北海道から事業被害防止の必要性に関する通知を農水省および環境省に発出（別添1の2ページ第1項参照）したことにより、ヒグマおよびエゾシカの捕獲については別添2の特例②が全国の狩猟者に適用されることとなったというものです。

会員各位への周知をお願い致します。

野生第1182号

令和7年（2025年）2月28日

（一社）日本火薬銃砲商組合連合会会長

見上 攻 様

北海道知事 鈴木 直道

事業被害防止の必要性に関する通知の発出について（通知）

日頃より、本道の野生動物対策行政の推進に特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、道では、事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通知）（令和6年11月29日付け 警察庁丙保発第20号ほか）に基づき、別添のとおり事業被害防止の必要性に関する通知を農林水産省及び環境省に発出しましたのでお知らせします。

なお、本件につきまして、貴会正会員ほか関係団体等に広く周知くださいますよう、お願いいたします。

【添付資料】

○事業被害防止の必要性に関する通知（エゾシカ及びヒグマ）

○参考資料 北海道でのハープライフル銃の所持について

※国の通達等や関連資料は、下記サイトで確認いただけます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/214545.html>

（環境生活部自然環境局野生動物対策課）

（農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

みどりの食料システム戦略推進室）